

東京都 PCR 等検査無料化事業補助金交付要綱

3 福保感防第 3 6 8 7 号
令和 4 年 4 月 1 日
3 福保感防第 3 1 3 5 号
令和 4 年 2 月 17 日
3 福保感防第 2 8 9 9 号
令和 4 年 1 月 21 日
3 福保感防第 2 6 8 3 号
令和 4 年 1 月 12 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都 PCR 等検査無料化事業実施要綱（令和 3 年 12 月 17 日付 3 福保感防第 2417 号。以下「実施要綱」という。）の交付に関し必要な事項について定め、補助金等に係る予算・事務の執行の適正化を図ることを目的とする。

(補助対象事業等)

第 2 条 本要綱における対象事業等は、次のとおりとする。

(1) 補助対象者

実施要綱第 7 条により登録を受け、(2) に掲げる事業を行った者（以下「事業者」という。）

(2) 補助対象事業

補助対象事業は、次に掲げるものとする。

ア 実施要綱第 2 条第 1 号に定める、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下「定着促進事業」という。）

イ 実施要綱第 2 条第 2 号に定める、感染拡大傾向時の一般検査事業（以下「一般検査事業」という。）

ウ ア及びイの事業の実施に要する施設・設備整備（以下「検査体制整備」という。）

(3) 補助対象期間

ア 定着促進事業 令和 3 年 12 月 23 日から令和 4 年 6 月 30 日まで

イ 一般検査事業 令和 3 年 12 月 25 日以降、都知事（以下「知事」という。）による新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 4 条第 9 項等に基づく受検要請を受け、これに応じ都民が受検する検査を無料とする期間

ウ 検査体制整備 ア及びイの実施期間（ただし、ア及びイの事業の実施を前提とする。）

(補助対象経費等)

第 3 条 本補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の額は、検査を実施する施設ごとに次の各号により算定した金額の合計額とする。

(1) 検査体制整備等費用

別表に掲げる区分ごとに、整備に要した費用と1施設当たり上限額を比較し、少ない方の額

(2) 検査等費用

別表に掲げる検査1件当たりの額に検査を実施した件数を乗じた額

(交付申請)

第5条 費用に係る補助金の交付を受けようとする事業者は、次に定めるところにより知事に申請するものとする。

(1) 事業者は、あらかじめ指定する期日までに交付申請書(別記第1号様式)を作成し、必要書類を添付した上で、知事に申請をすること。

(2) 申請額は、前条に定める経費とする。

(交付決定)

第6条 知事は、前条による審査の結果、必要かつ適切と認められるものについて、補助金の交付を決定し、別記第2号様式により事業者へ通知する。

(実績報告)

第7条 事業者は、事業の実施年度が終了したときまたは当該年度の事業が終了したときは、速やかに実績報告書(別記第3号様式)を知事に提出することとする。

2 事業者が事業を実施した月単位で複数回に分けて補助金の交付を受けようとする場合は、対象となる月が終了した翌月20日までに実績報告書(月別)(別記第3号様式の2)を知事に提出することとする。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、前条の報告を受けた場合においては、報告内容を審査するとともに必要に応じて現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものと認めるときは、交付決定の範囲内において交付すべき金額を確定し、速やかに別記第4号様式により(前条第2項による月単位での実績報告を行った場合は別記第4号様式の2によるものとする。)通知する。

2 知事は、前項の規定による審査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合しないと認める場合は、当該事業者に対してこれに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

3 前条の規定は、前項の命令により事業者が必要な処置をしたときに準用する。

4 第1項の規定により交付すべき補助金の額は、補助対象経費について実際に要した経費とする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知を受けた事業者は、請求書(別記第5号様式)(第7条第2項による月単位での実績報告を行った場合は別記第5号様式の2によるものとする。)を速やかに知事に提出する

ものとする。

2 知事は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業の内容変更等)

第10条 事業者は、第5条により知事に申請した内容を撤回・変更しようとするときは、知事に事前に協議した上、知事に求められた場合は、交付撤回・変更申請書（別記第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の撤回・変更申請書の提出があったときはこれを審査し、当該申請に係る撤回・変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、別記第2号様式を準用し、事業者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定による承認をする場合、必要に応じて補助金の交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(重複受給の禁止)

第11条 事業者は、補助事業と補助対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(状況報告)

第12条 知事は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、事業者に対し補助事業の遂行に関して報告を求めることができる。

(遂行命令)

第13条 知事は、事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、事業者に対しこれらに従って補助事業を遂行するよう命ずることができる。

2 事業者が前項の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 補助事業が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、知事は補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消し事由、助成事業者及び協力した関係者等の公表を行うことができる。

(1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき

(2) 偽り隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき

(3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき

(4) 事業者の代表者、役員等が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき

(5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき

(6) 補助金の交付決定の内容、その他法令等に違反したとき

(7) その他、知事が補助事業として不適切と判断したとき

2 前項の規定は、第8条の規定により交付すべき補助金の額が確定した後においても適用がある

ものとする。

- 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合には速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に事業者
に補助金が交付されているときは、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、期限を定めてその
返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金の納付)

第16条 知事は、前条により、補助金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、補助金の返還
を命じたときは、事業者が補助金を受領した日から返還する日までの日数に応じ、補助金額（一
部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセン
トの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させることが
できる。

- 2 知事は、補助金の返還を命じた場合において、事業者が定められた納期日までに補助金及び違
約加算金の全部又は一部を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、
その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）
を納付させることができる。
- 3 知事は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認められるときは、都と協議の上、
加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。
- 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの
割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

第17条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付し
た金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成
金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

第18条 前2条の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付
額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額
は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(補助金の経理等)

第19条 事業者は、補助事業に係る帳簿を設け収支を記録するとともに、支出その他関係書類を
整理し、これら帳簿及び書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年から起算して5年
間保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第20条 事業者は、補助事業により取得又は効用を増加した財産について、その管理状況を明らかにし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める法定耐用年数を経過する日まで保存しなければならないものとする。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。ただし、第4項に定める承認を得た場合はこの限りではない。

2 助成事業者は、財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。

3 事業者は、取得価格又は増加価格が税抜50万円以上の財産について、補助事業が完了する日までに処分（目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄）しようとするときは、事前に財産処分承認申請書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があり、その内容を確認の上、承認する場合は、別記第8号様式により、当該助成事業者に通知する。

5 補助事業者は、前項の承認を受けて財産を処分した場合は、財産処分完了報告書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

6 前項の処分により収入があった場合は、知事は収入の全部又は一部を納付させることができる。

(調査等)

第21条 知事は、必要に応じて、事業者に対し補助事業の運営及び経理等の状況について報告を求め、また、事業所等に立ち入って調査をすることができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年12月17日から適用する。

附 則（令和4年1月21日付3福保感防第2899号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年2月17日付3福保感防第3135号）

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付3福保感防第3687号）

この要綱は、決定の日から施行する。